

平成23年9月6日

各 位

株式会社 紀陽銀行

台風12号の豪雨災害に対する各種お取引に関するお知らせ

このたびの豪雨災害により、被害を受けられた皆さまには心からお見舞い申し上げます。
当行では、今般の豪雨災害により災害救助法が適用された地域にお住まいの皆さま方に対する金融上の措置を下記のとおりお取り扱いさせていただきますのでご案内いたします。

記

1. 預金証書、通帳を紛失された場合には、運転免許証等により預金者ご本人であることを確認させていただき、払戻しまたは再発行に応じさせていただきます。
2. 届出印鑑を紛失された場合には、拇印（ぼいん）にて払戻しに応じさせていただきます。
3. ご事情により、定期預金等の期限前の払戻しに応じさせていただきます。
4. 罹災により手形が支払期日を経過した場合にも特例扱いがございますのでご相談ください。
5. 汚れた紙幣につきましては引き換えさせていただきます。
6. 国債を紛失された場合にはご相談に応じさせていただきます。
7. お借入取引のあるお客さまにつきましては、ご返済額の変更等についてご相談させていただきます。

なお、災害救助法適用地域外の被災者の皆さま方のご相談にも応じておりますので、お気軽にお取引店にご相談ください。

以上

<ご参考>

台風１２号による被害にかかる災害救助法適用地域

※平成23年9月5日現在

災害救助法 適用市町村
【和歌山県】 田辺市 新宮市 日高郡日高川町 東牟婁郡那智勝浦町 東牟婁郡古座川町
【奈良県】 五条市 宇陀郡御杖村 吉野郡吉野町 吉野郡下市町 吉野郡黒滝村 吉野郡天川村 吉野郡野迫川村 吉野郡十津川村 吉野郡川上村 吉野郡東吉野村
【三重県】 熊野市 南牟婁郡御浜町 南牟婁郡紀宝町
【鳥取県】 東伯郡湯梨浜町 西伯郡南部町